

定額減税調整給付金のご案内

- 定額減税調整給付金は、定額減税を十分に受けられないと見込まれる方に対しての給付です。
- 支給対象と見込まれる方に、**支給確認書**を送付いたしますが、**所得申告が未申告の方は算定不可のため支給額を見込めないことから、税務課にて申告手続きをするようお願いいたします。**
- 調整給付金を受給するためには、**支給確認書**を返送していただくか直接担当窓口へ提出する手続きが必要です。

■給付金の支給額

所得税	定額減税可能額	－	令和6年分 推計所得税額	=	①
住民税 所得割	定額減税可能額	－	令和6年分 住民税所得割額	=	②
支給額 = ①+②（1万円単位に切上げ）					

■給付金の支給時期

支給確認書を
担当窓口が受理した日から
2週間後が目安
※記載漏れがないか等の確認に、
一定期間が必要です。
ご理解願います。

■支給対象者及び手続方法

支給 対象者

以下のいずれにも当てはまる方

- ◎定額減税可能額が、「**令和6年分推計所得税額**」または「**令和6年度分個人住民税所得割額**」を上回る方
- ◎合計所得金額が**1,805万円以下の納税義務者**

支給確認書の返送（給付担当窓口の介護福祉課社会福祉係へ直接提出可）

内容を確認し、返信用封筒にて返送してください！

- 注意1：所得申告済みの方には確認書を送付していますので、送られてきた書類に必要事項を記入のうえ提出してください。
- 注意2：未申告の方は、税務課にて申告の手続きをしてください。

必要書類

- ①支給対象者の本人確認書類の写し
- ②通帳の写し
- ③代理人の本人確認書類写し
- ④源泉徴収票や確定申告書、納税通知書等の写し

■提出期限

令和6年10月31日(木)【必須】

■お問い合わせ先 （白糠町役場）

制度内容：税務課税務係（内線536）
給付事務：介護福祉課社会福祉係（内線530）
電話：01547-2-2171

